

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会会議録

平成22年9月7日(火)

午後1時30分から午後3時30分まで

宮城県行政庁舎10階1001会議室

配布資料

次第及び宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会委員名簿，同事務局名簿

資料1：平成22年度宮城県イノシシ保護管理事業実施計画(案)

資料2：平成21年度狩猟捕獲メッシュ図等

資料3：狩猟期間延長に係る狩猟捕獲実績表，捕獲方法別狩猟捕獲実績表及び特例休猟区に係る狩猟捕獲実績表(イノシシ)

資料4：イノシシ捕獲に係るわな所有状況調査票及びイノシシ捕獲後の処理等に関するアンケート結果

資料5：平成21年度鳥獣保護区等位置図(イノシシに係る特例休猟区)

資料6：平成21年度宮城県イノシシ保護管理事業実施計画実施状況

資料7：狩猟・有害捕獲数の推移

1 開 会

始めに，事務局が開会を宣言し，新たに委員となった6名を含む委員10名の紹介後，川名自然保護課長からあいさつを申し上げた。

2 あいさつ(川名自然保護課長)

本日は大変暑い中，御出席いただき感謝申し上げます。本県のイノシシは当初県南に生息していたが，昨今ではだいぶ北上している。農業の被害については最近やや落ち着きはみせているものの，まだ相当の額に上っている。具体的には金額は落ち着いているものの面積は拡大している状況にある。そういった中で平成20年10月に保護管理計画を策定し，関係する市町村等と連携して各種事業を進めている。本日は平成22年度の宮城県イノシシ保護管理事業実施計画について，よろしく御審議いただきたい。

3 報 告

配布資料の確認を行った後，委員10人中9人の出席で，宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第5条第6項で準用する第4条第2項の規定により本部会が有効に成立していることの報告が行われた。また，部会については原則公開の決定を委員会で行っており本部会についても特段の支障がないことから公開で行うことを説明した。続いて部会長である玉手委員よりあいさつをいただいた。

【玉手部会長あいさつ】

今年は大変暑い夏になり，気候の変動はイノシシを含めた様々な生物に大きな影響を及ぼしているものと思われる。そういったところはなかなか人間の力の及ばないところであるが，我々ができることは何かという視点で今後いろいろなことを検討することになる。宮城県では平成20年度にイノシシ保護管理計画を策定し様々な施策を実施してきた。その結果を振り返って実際に何ができるのかということ，どういったことが有効であるかということ，そういった情報をできるだけ共有して今後役に立てていくということが，この部会の非常に重要な役割になるのでよろしくお願いしたい。

4 議 事

部会長である玉手委員の進行により議事について検討及び評価を行った。

(1) 平成22年度宮城県イノシシ保護管理事業実施計画について

部会長：始めに平成22年度宮城県イノシシ保護管理事業実施計画(案)について検討及び評価を行う。8月4日に開催された宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会において本計画の大筋については了承されているが、イノシシに係る個々の専門的分野の詳細については本部会に委ねられている。それでは事務局から説明願う。

事務局：資料1から資料7により説明。

部会長：今回の部会の目的は22年度の実施計画について、21年度の実施状況の分析を踏まえて検討することである。イノシシに関しては基本的には被害対策を中心とすることと分布拡大をできるだけ抑えることを2本柱として当初の保護管理計画が策定された背景がある。

22年度の計画は大枠では21年度と変わらないもので実施することとなっている。詳細についてはいろいろな修正を加えて実行していくことになるので、そういった視点で御意見をいただきたい。情報が非常に多くあるため、最初から全体について漠然と意見交換するのも難しいので、資料1から資料6までについて質疑応答をしながら現状を分析し、後で総合的に22年度の計画について一般的に議論したいと思う。

まず、21年度は20年度と比較して、被害金額は減少、被害面積は増加との説明があったが、それに関連して資料7では過去の推移が載っている。被害金額がこの保護管理計画の重要なポイントになる。

ひとは資料1の各市町の被害金額の推移をみると20年度と比較して21年度は減少している市町がある。これを単純にみると保護管理計画で努力した結果が反映されていると見える。角田市は被害金額がおよそ半分に減少しているが、逆に増加したところもある。被害金額の減少といった場合にイノシシには2通り考えられる。防除対策が有効に機能した場合と逆に耕作放棄地が増加した場合である。この資料1に記載された市町の場合は、防除対策がある程度有効に機能した場合と考えてよいか。耕作放棄地ではないということによいか。

事務局：角田市の場合は、21年度の捕獲頭数が175頭であり20年度の捕獲頭数が118頭で57頭ほど捕獲の実績が増加している。それによって被害が軽減されたものと思われるが、丸森町は捕獲頭数が増加しているにもかかわらず金額も増加している実態もある。したがって一概には言えないところがある。もう少し分析が必要である。耕作放棄地については増減の資料が手元にない。角田市の場合は捕獲頭数の増加が被害金額の減少につながったものと思う。

仲谷委員：もし今のように各市町によって違いがあるのであれば、きちんと原因を分析していかないといけない。「そうではないか」という感想程度では何も進まない。たとえば親を獲ったのか、子供を獲ったのかによっても、捕獲効果が全然違う。やはり全体的に見て、調査や会議等に緊張感がなくなっているような気がしてならない。被害面積が増加したにもかかわらず金額が減少したということは、被害作物が変化して、単価自体が変わったことになる。それについてはきちんと調べるべきだ。丸森町の場合は被害面積が3倍以上になったにもかかわらず被害金額がほとんど変わっていない。これはある意味では異常といえる。おかしい事が起こった理由は緊張感を持って考えるべきだ。斎藤委員は丸森町にお住まいだが、現実に何が原因だと考えられるだろうか。

斎藤委員：丸森町の現状をみると被害面積が増加しているのは、イノシシの活動範囲が広がったのか、生息分布が広がったのかのいずれかが考えられる、全体的に山を歩いた限りでは頭数は少なくはなってきたのかなという感じを持っている。特例休猟区を設けて3年くらいになるが、特例休猟区を設ける前は地元では休猟区になること自体を敬遠していたが、その結果ではないか。

仲谷委員：被害面積がこれだけ増加したのにもかかわらず、被害金額がほとんど変わらないというのはどう
いうことが考えられるか。

斎藤委員：被害面積は広がっているが、イノシシの数が少なくなった部分で被害金額が減少したのではない
か。実際に丸森町のある地域では20年度まではかなりひどい被害が見られた。それが21年度以降
はほとんど被害がないので、わな等を仕掛けて獲った影響がかなりあるのではないかと思う。相対的
にイノシシの数が減少したのかなと思う。

仲谷委員：被害面積というのは被害に遭った実際の面積だと思うが、被害面積当たりで考えた場合に単価は
大きく変化している。先ほども言ったが、大きく違うのはある意味ではおかしい。農業共済の場合は
こういうことはないと思うが、面積の査定はどのようにしているのか。

斎藤委員：農業共済で行なってはいるが。

仲谷委員：その査定では、ここまで大きく開くことはないと思うが。

大内委員（丸森町）：面積の開きは牧草地の掘り起こし被害があったため、面積は広いが、単価が低いため
被害額にはあまり反映しないのが原因だと思う。

仲谷委員：理由はわかったが、そのようなことをきちんと整理しておく必要がある。あきらかにおかしいと
思われる数値は確認し、その上で、白石市・角田市は被害面積・金額とも減少している理由を考える
べきだ。逆に蔵王町・大河原町は被害面積・金額ともに増加している。農業部局として、このような
地域で何が起こったと考えているのか教えてほしい。被害の大幅な減少などでは、例えばきちんと防
護柵を設置したとかの原因があると思う。何が起こったのかきちんと考えないといけない。県全体が
こうだったとかいっても、地域の事情が異なれば、地域の対策に役立たない。こういうところは農業
部局がきちんと調べる必要がある。

大久保委員（農産園芸環境課）：農作物被害の取りまとめということで、各市町村から被害面積・被害金額に
ついて報告を受けてこのような数値を載せている。全体的に20年度と比較して被害面積は増加し被
害金額は減少している。丸森町の事例があったが、被害を受ける作物の単価・被害率で変わるもの
と思う。

仲谷委員：地域で何が起きているのかをきちんと考えるべきだ。県全体のレベルで良かった悪かったとか
いっても、県北と県南で状況が全然違っていたら役に立たない。被害の減少は、農業部局が指導して
被害軽減対策を実施した結果なのか、あるいは猟友会がきちんと有害駆除を行った結果なのか、それ
を分析していかないと、単に「この地域の被害は増加したが、あちらは減少した」という報告だけで
は、被害軽減に向けた具体的な対策についての議論が全然進まない。少なくとも、農業部局がこの計
画の中で被害が増加したり減少したりしたことに対して、何が原因かをきちんと分析していただか
ないと、毎年のように「増加した」、「減少した」という報告が繰り返されるだけである。農業部局の責
任として、市町ごとに何が起きているのかをしっかりと分析をして報告をしていただきたい。これは
このような会議での最低限のルールだと思う。

大久保委員（農産園芸環境課）：今の件については、どうして増加したとか減少したとかの要因解析は、現象
的な数字以外に、何が起きているのか、対策を施したから減少したとかの考察等を報告書に入れ込む
ように集計し、今後対応していきたい。

仲谷委員：それは当たり前で、農業部局がきちんと分担して役割を行ったのが行えなかったのか、あ
るいは農業部局も県全体で行えたのか、あるいは農業部局の中で仙台地域はがんばったけれども、違
う地域はがんばれてないのか、がんばれてないところはサポートすればよいのか、具体的な話が出
てこないといけない。そういうものが全然ない段階で、ああたこう言うだけでは何も進まない。
みんなが「県民のためにやりましょう」という緊張感が全体的に低くなっている。

玉手部会長：今、非常に厳しい御意見が出たがまさにそのとおりであると思う。宮城県のイノシシ保護管理計画では、分布拡大阻止と被害金額減少がこの保護管理計画がうまくいっているかどうかの目安になっている。したがって、被害面積や被害金額がどういう形で出てきているのかということを引きちんと押さえておかなければならない。そうしないと保護管理計画そのものがうまくいっているかどうかの評価をすることが非常に難しくなってしまう。その点でここは非常に重要なポイントでここは厳しく考えなければならない。農業部局からも話があったが、各市町から情報を上げてもらうのはなかなか難しいかもしれないが、この保護管理計画の中では被害対策状況を調査することも計画に入っている。被害金額が出てきたときに、それに付随して各市町で実際にどういう対策がなされ何が有効な対策なのかということ、増減の理由等については是非聞き取っていただきたい。8月4日に開催された親委員会の際にある委員からイノシシについて自主的に防除対策の勉強会を実施したという話があった。その結果イノシシがよく獲れるようになったとのことだった。それぞれの市町でこのような自主的な取り組みについてもできるだけ把握した上で、この被害面積・被害金額について考えるべきである。情報をきちんと集めてどこがこの数字に結びついているのかを分析していただきたい。その上でこの部会で論議することが重要である。22年度の保護管理事業実施計画の中でも今のような情報も詳細に整理していただきたい。

事務局：21年度の農作物被害状況は農業部局で取りまとめたものである。これは各市町でどういう鳥獣でどういう被害があったかを前年度と比較して主な増減理由等がわかるようなフォーマットになっているのでこれを有効に活用したい。そうすることによって部会にも役立てることができると思う。

玉手部会長：こういった分析については仲谷委員はかなり経験があるので、どういう形で情報を収集すればよいかアドバイスを受けていただきたいと思う。被害金額のほかに分布拡大を抑えるということも重要な目標となっており、加美町について狩猟実績があるということだが、加美町は保護管理計画の対象外地域となっている。現在は被害が出ていないと考えてよいか。

事務局：21年度は被害の報告は受けていない。22年度になって水稲被害が若干あるということを確認している。現在、加美町ではイノシシの計画は策定していないが、今後加美町としても被害状況によっては放置できないことにもなるので、担当者レベルから話し合いを進めていくことになる。23年度の計画で実施できるかどうかは難しいかもしれないが、次の県のイノシシ保護管理計画を策定するときには、まず加美町自体で被害防止計画の中にイノシシの被害や被害対策を盛り込んで策定していただくことになる。その上で県の計画にも盛り込んでいくことになる。岩沼市と大和町でも21年度に被害状況が報告されているので、加美町同様に計画策定を検討していくことになる。

玉手部会長：平成15年度頃からの狩猟実績を見てみると加美町でも捕獲実績があったように思う。今回の資料だけを見ると被害が平成20年度、21年度だけ出ているようにも見える。そうでない可能性が高いのではないかと。メッシュ図でいうと7572、7577あたりである。もしそうであれば過去の狩猟実績も確認していく必要がある。

仲谷委員：いろいろと分析をしているのだから、分析結果から何をしたいのかということをして是非事務局から提案していただきたい。そういうことをしていかないと、分析だけを単に眺めていても、これを何に使うのかが見えてこない。特に被害地域が広がったのか狭まったのかといったことがわかるデータを明確に示していただきたい。例えば被害地域が今年は去年より広がったのか狭まったのか、生息地域が北部に広がったのか狭まったのか教えていただきたい。対策を考える上で、このようなことがポイントになる。

事務局：メッシュ図以外のデータは現在持ち合わせていない。

仲谷委員：ここにあるデータで増えているか減っているか。有害捕獲・狩猟捕獲のデータからどう考えるの

か教えてほしい。

事務局：目撃情報等を加えればより良い資料ができると思う。

仲谷委員：今持っているデータの中で、とにかくどう考えるかである。それがないと、先ほども申し上げたが全体に緊張感がないということになる。

事務局：メッシュ図の色分けで捕獲の効果がわかる形になっている。

仲谷委員：資料を見ればわかるのかもしれないが、増えているのか減っているのか、あるいは何パーセントくらいなのか。具体的に指摘して欲しい。

玉手部長：毎年のメッシュ図を見てみると、2年3年の比較だけではなくそれ以前の資料も比較すると、メッシュ図に現れるときと現れないときがあるのではないかと。増えているか減っているかについてはこれらを比較すればある程度わかると思う。私の見る限りでは少しずつ拡大しているように見える。増えているか減っているかについては5年とかもっと長い周期で見ないとはっきりとはわからないと思う。1年、2年という単位では難しいと思う。

仲谷委員：そのとおりだが、1年、2年の比較であっても、どのような傾向があるかについては気にかけて注意を向けることが大切である。例えば北部の加美町で捕獲実績が見受けられるのであれば、そこが要注意地点であることは分析をすれば明確にわかるはずである。そういった新しい危険地域に対して具体的に何を考えるのかを考えないと、生息がより確実なものとなり、新たな分布拡大源となる。県南部の本丸地域（阿武隈山系）の対策も大切だが、新たな分布拡大地の対策も重要である。場合によっては、新たに分布を広げたところに重点を置くことで、県北部や岩手県への拡大を抑制できるかもしれない。単に今までのデータを取りまとめた数字だけを報告するだけではなく、事務局は全体構想や対策に目を向けなければならない。

玉手部会長：保護管理計画のひとつの重要な背景として狩猟期間の延長があり、その結果が資料3に掲載されているが、これについて実際に捕獲の現場をよく知っている斎藤委員から御意見はないか。

斎藤委員：狩猟期間の延長については、11月15日から2月15日までは「わな」と「銃」による捕獲があり狩猟者間でトラブルもあるようだが、2月16日から3月15日までは「わな」のみの許可なので狩猟者は安心して実施しているようである。銃を使用する際は犬が「わな」に掛かってしまう場合もある。狩猟期間の延長の効果はあると思う。

玉手部会長：資料3・4に各市町村の「わな」保有状況がある。山形県と比較すればはるかに少ない数ではある。「箱わな」及び「くくりわな」についてほぼ同じような捕獲となっている。捕獲については仕掛けの上手下手というのは影響していると思うが効果を上げているようである。たとえば錯誤捕獲については適正な「わな」のかけ方などについて情報を伝えたり指導を行っていくということか。

事務局：現状では「くくりわな」にクマが掛からないように直径を12センチ以下にするようになっている。しかし、子グマ等は掛かってしまう場合もある。県では現在ツキノワグマの保護管理計画を策定中であり、この中ではイノシシやサル捕獲用の檻についてはクマの脱出口を設けることとして予防措置を講じることとしているほか、「くくりわな」については使用を控えるというようにしていた。しかし、イノシシの捕獲に「くくりわな」の活用は有効なことから、「くくりわな」の使用に当たっては錯誤捕獲に配慮するよう表現を改めている。

玉手部会長：捕獲方法と「わな」の問題で御意見、御質問は。

斎藤委員：「箱わな」に関してはなかなか大きいイノシシは入りづらいようである。生息数が少なければ少ないほど寄り付かないのが現状である。生息数の少ない地域には「くくりわな」の方が効果があるように感じる。したがって、「くくりわな」を集めておいて捕獲するのがいちばん効果的ではないかと思う。丸森町のある地域で話があったが「くくりわな」を掛けるのもイノシシとの知恵比べである。「くくり

わな」を仕掛けて6年くらいになるがやっと最近うまく掛けられるようになった。今では自分なりに仕掛けられるようになった。ただし12センチというのはなかなか掛かりづらいものがある。それを上手く掛けるにはそれなりの反復練習が必要である。体重100キロくらいのイノシシでは4ミリの鉄のワイヤーでは必ず切られてしまう。ステンレスのワイヤーでさえ何回か切られている。

石田委員：資料3をみると「箱わな」と「くくりわな」の影響で平成19年度と比較して捕獲頭数が急激に伸びたとみてよいか。

斎藤委員：丸森町ではそれまでと比較して保護管理計画が策定されて平成21年度については年間で捕獲がきようになったのが影響していると思う。

石田委員：資料3は狩猟期間の延長の資料のようだが。

玉手部会長：資料3は狩猟期間を延長した時期の数値で、斎藤委員のお話は丸森町での年間の捕獲日数の状況等ということである。捕獲する以外には農作物をどうやって守るかという防除対策があるが、捕獲の仕方や柵の設置等について、22年度の計画の中でも有識者による被害防除のための技術研修会や被害防除技術の普及や農作物鳥獣被害防止対策研修会の開催を計画されているようだがこれについてはどうか。山形県では「わな」については狩猟免許講習の更新の際に指導を実施したりしている。

大久保委員（農産園芸環境課）：国の事業等を利用しての「わな」等の導入がメインとなる。技術的には県の職員も資質向上をしなければならぬということを受講させて現場に活用しようとしている。各種研修会にも参加してもらうように市町村の担当者に呼びかけているのが現状である。

玉手部会長：もうひとつ重要なポイントとして資料4のアンケート調査にもあるように捕獲後の処理の有効活用という問題がある。この結果をみる限り自家消費がほとんどのようだがそういう見方でよいか。

事務局：このアンケート結果では自家消費がほとんどということであるが、丸森町に「イノシシ館」が開館しそこに持ち込まれるものもある。

玉手部会：「イノシシ館」の処理能力はどうなっているか。

大内委員（丸森町）：処理能力はまだデータがないが、現在土曜日曜の営業のみで、持ち込まれるイノシシを解体し精肉にし商品化して販売するのに困るということはないようである。処理しきれないということもないようである。経営の詳細はわからないが、今年の2月の開館後持ち込まれる数も徐々に増えているようである。丸森町有害駆除隊では昨年度はそれまでの倍の頭数を処理し行政経費も余計かかったが、今年はイノシシ館の開館もあり有効活用するようになり行政経費も抑えられそうである。そういった面でもかなり有効な施設であると感じている。イノシシ館の開館により駆除隊の捕獲意欲も出てくるのではないかと期待している。

部会長：資料5の特例休猟区について御意見、御質問は。また、全体として平成22年度の実施計画について何かあればお願いしたい。

仲谷委員：もうひとつ厳しい意見を言えば事務局にとってこの会議は何を目的としているのか。この会議の目的は、鳥獣の被害をできるだけ少なくするというために策定した保護管理計画が良かったのか悪かったのか、あるいは順調に進んでいるのかどうかをきちんと判断することだと思う。そのための材料を提示して検討するということである。たとえば県の目標は平成18年度の被害金額の半分程度の1,000万円にすることだが、これは現在の方法でうまくいくと考えているのか。

事務局：この計画では平成24年3月末までに被害金額を1,000万円にすることが目標だが、21年度の捕獲頭数が20年度と比較して500頭ほど増加したにもかかわらず3,900万円から2,700万円と1,200万円程度しか減少していないのが実情である。

仲谷委員：以前から数を獲っても減らない可能性があることは指摘している。どれくらい獲って被害金額がどうなったかを市町村ごとに調査すると捕獲の効果がある程度わかってくる。それを評価すべきだ。

私の知るところでは、獲ったことにより被害金額が減ったところもあるが、それは非常に少ない。被害金額を減らすためには、短期的にはやはり柵を設置するのが早い。農業部局が柵設置などをきちんと指導することが、農業被害軽減には今のところ得策である。今の状況では、被害金額を1,000万円に抑えるのは難しく、現状の対策では無理があると事務局は考えた方がよい。また、農業部局はこの被害の状況をこれで良いと思っているのか。もしそうでなければ、もう少し農業部局がこうしたいという具体的な提案をしていただきたい。現状で仕方ないとお考えなのかどうか、まず教えていただきたい。

大久保委員（農産園芸環境課）：できる限り被害金額、被害面積は減らしたいと思っている。

仲谷委員：しかし現状はこれで仕方ないということか。

大久保委員（農産園芸環境課）：現状はこのとおりなので、これ以上減らす努力をいろいろな方々と連携して協力していきたい。

仲谷委員：そうであれば、これまで行った具体的な対策に対してどうだったのかという、効果の検証を行うべきだ。単に、努力してがんばっているというだけではだめだ。明確に具体的に考えていただかなければならない。事務局は市町村が何を行ったのかを聞いて、それが良かったのか悪かったのかを確認するべきだ。農業部局もそれにしっかり対応することができたのかを検証しなければならない。例えば「箱わな」を増やしたがそれが良かったのか悪かったのか。最低限そういうところをきちんと踏まえて、これは実施してもムダだったとか、これはすごく良かったとかを確認し、被害が減った地域は何が起ったのか、良かったものは進め、悪かったものは避けていくことが必要である。資料では、市町村の計画が明確に示されているので、これを活用したい。効果を検証しないと、同じ失敗を繰り返すことになる。市町村の担当者が「この対策は良かったこれは悪かった」ということを知っているのであれば、それを利用したい。県だけでこの計画を良くしていくことはできない。きちんとこの計画を真剣に評価して議論すべきだ。県民にとって農家にとってこの計画が本当に役立ったかどうかを、もう少し必死になって議論していただきたい。

玉手部会長：仲谷委員にお聞きしたいが、西日本の多くの地域が長年にわたってイノシシ対策を行ってきている。イノシシ防除対策のコストも含めて農業生産を成り立たせた上で地域の農業が成立している。東北地方では今までそういったことがなかったのでイノシシ分のコストというのはあまり考えないで農業を行ってきた。長期的に見ればイノシシを完全に排除することは困難でありイノシシがいる中で農業のあり方を見つけていかなければならない。長くイノシシの被害対策を行っている地域では相当のコストを覚悟した上で農業生産を行っていると理解してよろしいか。

仲谷委員：「相当のコストを覚悟して農業生産を行う」というのは、残念ながら西日本でも厳しい。西日本では被害が確実に減っているが、これは耕作放棄地の面積に単価を掛けた部分である可能性がある。被害もどんどん都市部の方に進んでいるようだ。西日本も苦労している。全体として負けているかもしれない。高齢化社会の中で、これ以上コストがかかったら農業を辞めたいという意見もある。70代80代の人々がこれ以上コストをかけられるかは厳しい。県によって差もある。大変だが、考えようとする地域では、より良い対策があるか、しっかり評価しようとしている。行政サイドだけではなく、試験研究機関が実施対策での被害軽減効果の評価を支援するかどうかポイントである。特に農業試験場が鳥獣害対策に誰も全くタッチしていなければ、農業被害対策としては論外である。試行錯誤しながら、大変だがやれる工夫は何か、負担をかけないことは何か、行政がお金をかけるべきことは何かを整理すべきである。宮城県ではそういう部分が当初より少なくなっているように思う。農業部局は、物理柵が良いのか電気柵が良いのかを考えたり、あるいは捕獲した方が良いかを、データを分析しながら対策を実施し、地域の文化にも配慮して効果を検証しなければならない。ちなみに宮城県は

シカ対策にも力を入れているようだが、イノシシ問題は農業問題だと思うが、農業試験場は鳥獣害対策を行っているかお尋ねしたい。

吉田委員（農業振興課）：現状は行っていない。しかし、耕作放棄地の業務は行っている。21年度も全国会議でイノシシをはじめとする鳥獣害被害対策は西日本地域が先行しており、こうした事例を伺いながら東北地方はなぜ西日本地域と違いがあるのかなど議論している。いろいろ会議であったことに危機感を持って対応していかないと大変な状況になると認識している。

仲谷委員：実施していただきたいのは、計画表に個々のいろいろな対策が書いてあるが、普及員も含めて、対策が良かったのかどうか、効果がどれくらいか、聞き取りで良いと思うがやる気はあるか。

吉田委員（農業振興課）：例えば仙台市ではイノシシの被害が非常に多くなっているが連携しながら被害現場の状況を調査して歩いている。行政を主体に関係機関も含めて展開していかなければならないと思っている。

仲谷委員：次回の会議には、それぞれの部署が実施したたくさんの対策について、それぞれしっかりした評価結果がどんどん出てくるものと思う。それを期待したい。

玉手部会長：22年度の計画書に調査研究という項目があるが、たとえばその中で防除対策の効果の検証や分布面積拡大や被害金額の問題について外部機関に依頼するというのも検討されてもよいのではないかと思う。遺伝子解析調査は規模を縮小して分布が新しく発生したところ調査する程度でよい。イノシシのデータは蓄積されている。むしろ防除対策の効果検証に少し重点を置かれたらどうかと思う。専門家の助けも適宜借りて行くとよいと思う。数字だけ見ても結論は出ない。計画の最終的な目標は農業被害額を1,000万円に抑えるということであり達成できたかどうかが明確に出るものである。この時の説明責任というものも考えなければならない。22年度の計画については特にデータについてはもう少し詳細に分析していただきたいと思う。

仲谷委員：某県では、保護管理計画の目標を完全にクリアしたことがあった。これはおそらく何もなくても被害が減った結果かもしれない。やがて宮城県も減るかもしれない。関東でも、耕作放棄地がすさまじく増えている。千葉県南部の市町村では、40%や50%とも聞く。宮城県はやがて農業被害額が1,000万円まで減るかもしれないが、それが耕作放棄によるものであれば、農家が悲惨な状態となり、農業に携わる者として容認できない。そうならないように農業全体を視野に入れて考えないと、被害金額は減ったけれども農業自体が壊滅することになる。それは避けていただきたい。

玉手部会長：まだ宮城県は農業をあきらめる段階まではっていないと思うのでしっかりと受け止めていただきたいと思う。もう一点、最近人身被害というのものもあるが仙台市あたりはどうか。

鈴木委員（仙台市）：先週西部の団地にイノシシが出没し獲りものとなった。通常イノシシは人慣れしない臆病な動物と認識していたが、最近近づいても逃げない、かなり人慣れしたイノシシも出没してきた。今後そういった事例が多くなると対応が大変になると認識している。

玉手部会長：どのくらい目撃しているかということも特に市街地ではこまめに把握しておくことが必要だと思う。

斎藤委員：イノシシの人的被害についてイノシシはお産をして子供連れだと人に向かってくることが多い。子供を守るために親が人に向かってくる。もうひとつは犬の被害である。猟に犬を使うことがあるがその際にイノシシが犬を蹴ったりすることがあり、そういうイノシシは怖がらない。犬に勝てると思っている。そのためどうしても大きいイノシシは警戒しない。

玉手部会長：おそらく狩猟圧が高まっていくとイノシシの反応も変わってくると思う。繰り返しになるがやはり市町村での実施状況についてももう少し詳細な分析を行わなければならないということである。これで御意見がなければ、これを持って平成22年度の実施計画について了承するというところでよ

しいか。

各委員：異議なし。

玉手部会長：それでは、実施計画について了承することとしたい。

(2) その他

玉手部会長：その他、各委員から何かあれば。

玉手部会長：山形県ではイノシシ研修会を仲谷委員とともに行うことになっている。山形県でもイノシシは問題になりつつある。分布としては内陸の天童くらいまでは確認されている。福島県でも以前から浜通り地方は確認されていたが、最近では会津地方でも確認されるようになってきた。積雪の問題もあるようである。どの県でも一往に分布が拡大するのではなくその地域の気象条件などによって変わってくる。山形県ではおそらく内陸を中心に拡大するのではないかとされている。宮城県は山形県と比較するとイノシシの生息にとっては良い条件が揃っている。特に県北部は今後要注意ではないかと思う。目撃例も含めて分布拡大を阻止することを目標にしてモニタリング等を綿密にしていきたい。

各委員：特になし。

部会長：事務局から何かあるか。

事務局：特になし

部会長：それでは、これで議事を終了し、進行を事務局にお返しする。

事務局：以上で宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会を終了する。